

記載例（一般的な盛土、埋立て）

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等許可申請書

令和5年9月30日

静岡県知事 川勝 平太 様

・申請者が個人となる場合、氏名にふりがなを記載する。

住所 静岡市葵区追手町9-6
 氏名 静岡ドラッグHD（株）
 代表取締役 静岡 百造
 生年月日 昭和39年3月9日

・該当する項を示す。
※第2項は一時堆積

盛土等の許可を受けたいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第10条第1項第2項の規定により、次のとおり申請します。

盛土等の目的	ドラッグストアの建設	・「目的」は、盛土等によって造成される土地の利用形態を記載する。
盛土等区域の位置	静岡市駿河区田中1696-2ほか1筆	
盛土等区域の規模	面積：2,320 m ² 最大の高さ：2.5 m	・現地に設置する場合はその旨を併記する。
管理事務所の所在地	静岡市駿河区田中1696-2 (<u>現地に設置</u>)	
管理責任者の氏名及び職名	静岡市葵区山際3302-20 山際建設工業（株）工事主任 山際 強	・請負者の現場監督等を記載する。
盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	別添図面のとおり ・擁壁：図〇-2及び〇-8 ・排水施設：図〇-8 ・調整池兼沈砂池：図〇-9 または、 都市計画法第29条第1項の許可を得るため書類の添付を省略する。	・「盛土等区域の規模」は、盛土等を行う区域の面積であり、 <u>切土部分の面積は含まない</u> 。 ・「 <u>最大高さ</u> 」がどの地点かわかるように、 <u>横断面図上にも表記</u> する。
盛土等に用いられる土砂等の量	780 m ³	
盛土等を行う期間	【3年以内に完了する事業の例】 <u>許可日</u> ~ 令和7年9月30日 【3年間で完了しない長期事業(残土処理、一時堆積等)の例】 許可日から3年間 (事業全体予定期間：許可日 ~ 令和15年3月31日)	
最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	別添図面のとおり ・〇〇平面図（図〇） ・〇〇断面図（図〇-1～3）	・「期間」は、盛土等を行う期間とし、建物の建築等は含めない。 <u>期間の延長は変更許可が必要</u> となるため余裕を持った工期設定とすること。

・「最大堆積時及び・・・土砂等の形状」は、その内容を示す図面の名称及び番号を記載する。

盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画		土砂等の搬入に係る管理計画書のとおり ・事業区域外の土砂等を用いない（ <u>土砂等を搬入しない</u> ）場合は「 <u>土砂等を搬入しないため、計画書の添付なし</u> 」と記載する。
盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置		別添のとおり ・排水施設計画図（図○） ・排水施設構造図（図○－1及び2） または、 地下水排除工を設置しないため、水質調査は行わない。
盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置		・盛土区域内において、盛土の高さが均一になるように敷均しと転圧を行い、法肩の転圧を慎重に行うことで、盛土の崩壊が生じないように努める。 ・盛土上面には、調整池兼沈砂池に向けて勾配をつけることで、区域外への雨水及び土砂の流出を防止する。 ・調整池兼沈砂池の施工を先行し、盛土等の区域内から発生する雨水や土砂を安全に捕捉できる容量を確保する。
盛土等を行う期間における盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置	・盛土区域に仮囲いを設置するとともに、定期的に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	・盛土上面には、調整池兼沈砂池に向けて勾配をつけることで、区域外への雨水及び土砂流出を防止する。
	騒音及び震動の防止措置	・使用する重機は、低騒音型を使用するとともに、空ぶかしやアイドリングを行わないようにする。
	その他	・ダンプやトラックは、場内では低速走行、公道では法定速度での走行を遵守するとともに、過積載は絶対に行わない。

・水質調査を行う位置（地下水排除工の排水口付近）を示した図面（平面図と構造図）の名称及び番号を記載する。

施工計画書の記載内容と整合させること

(注) 略

(注) として、一時堆積の場合の記載方法等が記載されているので、該当する場合は確認すること。

※申請目的が一時堆積の場合の記載例も盛土対策課のホームページで公開されています。

※付表1について、事業区域外の土砂等を用いない(土砂等を搬入しない)場合は、備考欄へ「土砂等の搬入は行わない」と記載し、その他は空欄とする。

付表1

盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画

発生元事業者名	発生場所
(株) 山中砕石興行	静岡市葵区山中8358ほか
町中建設(株)	静岡市駿河区平山716ほか8筆
<ul style="list-style-type: none"> ・「発生元事業者名」「発生場所」は、<u>申請時点で把握できている範囲で記載</u>すれば問題ない。(空欄は不可) ・<u>発生場所は、発生元事業者の所在地ではないので注意</u>すること。 	
1日当たりの最大の搬入予定量	150 m ³ /日
搬入期間	<u>令和6年1月10日～7年9月30日</u>
搬入する曜日及び時間	月～土 曜日(土曜日は隔週の予定) 8時30分～16時00分
搬入する土砂等の種類	再生土(再生砕石)及び礫交じり土砂
搬入する土砂等の区分	第1種及び第2種建設発生土
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・建物計画地は、再生砕石にて盛土を行う。 ・駐車場計画地は、礫交じり土にて、高さを調整し、再生砕石を敷均す。

・搬入期間と盛土等を行う期間の整合性を確認すること。

・再生土の場合土砂等発生元証明書提出時に、分析調査を求めること。

・建設発生土の区分については、次頁の参考資料を確認すること。

(注)

- 1 「搬入する土砂等の種類」欄には、土砂、改良土又は再生土の別を記載すること。
- 2 「搬入する土砂等の区分」欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土若しくは第4種建設発生土又はその他の別を記載すること。

【 参 考 : 発 生 土 の 区 分 】

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

別表第一(第四条関係)

第一種建設発生土(砂、礫れき及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土(砂質土、礫れき質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの(第三種建設発生土を除く。))をいう。)	水面埋立て用材料

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
しずおか ももぞう 静岡 百造	S39. 3. 9 代表取締役	静岡市葵区追手町 9 - 6
しずおか いちろう 静岡 一郎	S42. 7. 26 常務取締役	静岡市駿河区山下 2 - 3 - 7
しみず かいと 清水 海人	S45. 10. 10 専務取締役	
申請者が未成年者である場合		
法定代理人 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	
法定代理人 (法人である場合)		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
はままつ だいすけ 浜松 大介	S47. 8. 16 浜松営業所長	浜松市南区光が丘 3 - 9 - 2
するが ふじお 駿河 富士夫	S46. 3. 6 静岡営業所長	静岡市駿河区川東239

・法人登記簿に記載されている全役員の氏名等を記載する。**(ふりがなも忘れずに記載)**
 ・記載された**全役員の住民票(本籍地があるもの、かつマイナンバーの記載のないもの)**を添付すること。

(条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人)
規則第10条 条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者である者とする。
 (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの